

「中東における情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2011年8月3日に開催された、安全保障理事会の第6598回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、シリアにおける悪化しつつある状況に安保理の深刻な懸念を表明し、また多くの国民の死に深い悲しみを表明する。

安全保障理事会は、シリア当局による広範に行われている人権侵害および文民に対する武力の使用を非難する。

安全保障理事会は、あらゆる暴力の即時停止を求めまた全ての側に対し最大の自制をもって行動することおよび国家機関に対する攻撃を含む、報復を差し控えることを促す。

安全保障理事会は、シリア当局に対し、人権を十分に尊重することおよび適用可能な国際法の下での彼らの義務を遵守することを求める。違反に責任を有する者は、責任を問われるものとする。

安全保障理事会は、改革するためのシリア当局により公表された約束に留意し、履行に進展がないことを遺憾に思い、またシリア政府に対しその約束を履行することを求める。

安全保障理事会は、シリアの主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認する。安保理は、シリアにおける現在の危機に対する唯一の解決法は、表現の自由および平和的集会の自由を含む、その全住民にとっての基本的自由の完全な行使を許すという住民の合法的な憧れと懸念に効果的に対処することを目的とした、包括的でシリア主導の政治プロセスを通して、であることを強調する。

安全保障理事会は、シリア当局に対し、影響を受けた町に対する武力の使用を止めることにより危機的状況にある地区の人権状況を緩和すること、国際的な人道支援機関および活動者の迅速且つ妨害のないアクセスを許すこと、および人権高等弁務官事務所と十分に協力することを求める。

安全保障理事会は、事務総長が安全保障理事会に、7日以内にシリアにおける状況の最新情報を与えることを要請する。